

『CGL NEWS』は、ロジスティクス環境会議の委員会メンバーの方々を対象に、毎月1回のペースで、環境会議の各委員会における活動状況と行政動向に関する情報提供を発信しております。

なお、お知らせすべきニュースがある場合は随時発信させていただきます。

*** 改正省エネ法 第4回荷主判断基準小委員会の報告 ***

昨日9月27日（火）、第4回的小委員会（最終）が開催されました。

【第4回小委員会のポイント】

1. 数値目標の設定について（新規）→詳細はP8、P12

エネルギー消費原単位（委託輸送に係るエネルギー使用量を、売上高、輸送コスト等の委託輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係をもつ値で割ったもの）を事業者ごとに中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で諸目標の実現に努めるものとする。

2. 所有権に着目した荷主の責任範囲について →詳細はP17

原則として所有権を有する範囲において荷主としての責任を負うものとし、エネルギー使用量を算定する。

- ・ただし、業種業態ごとに、共通に認められる実情を踏まえ、コスト負担範囲等の基準を補完的に用いて責任範囲を定め、報告等を行うことを認め得ることとする。
- ・また、改正省エネ法で定められる範囲とは異なる整理でのエネルギー使用量を、定期報告様式に設けられる背景情報欄に記載することもできることとする。

3. 産業廃棄物について →詳細は P17

- ・無主物である廃棄物については、廃棄物処理法的前提とされている「排出者責任」の考え方を重視し、これに基づき排出事業者の責任範囲に含むものとする。
- ・その上で、エネルギー消費量を簡易な方法で算定できるよう工夫する。
（例：重量(トン)は廃棄物マニフェストから把握、距離(キロ)は代表的処分場までのみなし距離、積載率はデフォルト値を使用）
- ・なお、法執行にあたっては、3R政策（リサイクルによる増エネルギー）との調整に留意する。

4. 算定方法などについて

算定方法の枠組み、裾きり基準等は前回第3回小委員会とほぼ同様の資料にて確認された。

※算定方法の枠組み：

「燃料法」「燃費法」「改良トンキロ法」の3つに集約されている。

⇒CGL意見書でも主張していたとおり、トンキロ法のみ限定せず、

結果の精度が高く、改善効果が確認できる「燃料法」「燃費法」が加えられた。

※裾切り基準：

対象となる荷主企業は「3,000万トンキロ」とする。約2,000社程度が対象となる。

5. 今後のスケジュールについて →詳細は P42

※2005年

- 9月末～10月頃・・・・・・・・パブリックコメント募集
(基本方針、政令、省令、判断基準)
- 10月末～11月中旬・・・・・・・・省エネルギー基準部会開催(予定)
※荷主判断基準小委員会の上部委員会
- 11月中旬～・・・・・・・・基本方針、政令、省令、判断基準公布

※2006年

- 4月1日・・・・・・・・施行
- 4月1日～・・・・・・・・トンキロの把握

なお、議事録等が公開されましたら、追ってご連絡させていただきます。
今後共、どうぞよろしくお願い申し上げます。